

平成十年法律第百十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律

日次	地球温暖化対策の推進に関する法律
第一章	総則（第一条—第七条）
第二章	地球温暖化対策計画（第八条・第九条）
第三章	地球温暖化対策推進本部（第十一条—第十八条）
第四章	政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条—第二十二条の十四）
第五章	事業活動に伴う排出削減等（第二十三条—第三十六条）
第六章	株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等（第三十七条）
第二節	設立（第三十六条の八—第三十六条の十三）
第三節	管理（第三十六条の十四—第三十六条の二十二）
第四節	業務（第三十六条の二十三—第三十六条の二十七）
第五節	国の援助等（第三十六条の二十八—第三十六条の二十九）
第六節	財務及び会計（第三十六条の三十一—第三十六条の三十三）
第七節	監督（第三十六条の三十四—第三十六条の三十七）
第八節	解散等（第三十六条の三十八・第三十六条の三十九）
第七章	森林等による吸収作用の保全等（第四十七条—第四十一条）
第八章	地球温暖化対策の普及啓発等（第四十二条）
第九章	割当量口座簿等（第四十三条—第五十条）
第十章	雜則（第五十八条—第六十五条）
第十一章	罰則（第六十六条—第七十六条）
附則	
第一章	総則（目的）

にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、次人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

この法律において「地球温暖化対策」とは、次温室効果ガスの排出の量の削減及びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という）その他の国際的に協力をして地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 六ふつ化硫黄

六 三ふつ化窒素

七 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値を定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。(以下同じ。)のための施設として、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7 この法律において「算定期当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条に規定する割当量

二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

三 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量

(基本理念)

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつゝ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会(人の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。)の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監

3 暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

4 國は、溫室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、溫室効果ガスの排出の量の削減等に關係のある施策について、當該施策の目的の達成との調和を図りつつ溫室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

5 國は、自らの事務及び事業に関し溫室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、溫室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共團体の施策を支援し、及び事業者、民間又はこれらの者の組織する民間の團体（以下「民間團体等」という。）が溫室効果ガスの排出の量の削減等に関する行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓發を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

6 國は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、溫室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、溫室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及び研究開発の推進のための技術に関する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際的連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共團体又は民間團体等による溫室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

7 地方公共團体は、自らの事務及び事業に関し溫室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が溫室効果ガスの排出の量の削減等に関するものとする。

8 地方公共團体の責務

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に從る取組	6 温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
7 その他の再生可能エネルギー	7 であつて、その区域の自然的・社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
8 地域脱炭素化促進の量の削減等に関する事項	8 二 その利用に伴つて排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
9 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	9 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
10 市町村（指定都市等を除く）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。	10 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同一条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
11 市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとするために必要な措置を講ずるものとする。	11 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。	12 六 市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。	13 七 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令のとおり。

14 実行計画の変更について準用する。	14 八 前各項に定めるものほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。
15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。	15 九 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令のとおり。
16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関する意見を述べることができる。	16 十 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る基準に即して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
17 前各項に定めるものほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。	17 十一 都道府県及び市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たつては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
18 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。	18 十二 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

19 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、住民その他の利害関係者の意見を聴かなければならぬ。	19 十三 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定められた再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であつて、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）について、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十一条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域
20 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。	20 十四 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
21 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	21 十五 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画に従つて再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。
22 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	22 十六 前項に規定する場合において、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関する意見を述べることができる。
23 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	23 十七 前各項に定めるものほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

24 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	24 十九 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。
25 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	25 二十 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。
26 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	26 二十一 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する特例）
27 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	27 二十二 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する特例）
28 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする場合は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に係る必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」とする。	28 二十三 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する特例）

土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二)酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供

第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に對し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行つた事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

第六章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第三十六条の二 株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。)及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」という。)に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素化社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三十六条の三 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

第三十六条の四 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができない事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分

の一以上に当たる数の株式を保有していなければならぬ。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十六条の五 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定する募集株式(第七十四条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十六条の三十六及び同号において「募集社債」という。)を引受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

(政府の出資)

2 一 設立の申請があつた場合には、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 設立の手続き及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第三十六条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第三十六条の十二 会社法第三十条第一項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第三百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十

四 会社法第七百七条第一項第一号に掲げる事項の記録してはならない。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十六条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

2 二 会社法第三百三十九条第一項ただし書の別段の定め

(設立の認可等)

第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 一 設立の手続き及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第三十六条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第三十六条の十二 会社法第三十条第一項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第三百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十

年法律第七百七十七条)」第三十六条の十第一項の認可の後株式会社脱炭素化支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項(地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第三十六条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 一 機構の定款には、次に掲げる事項

2 二 七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

2 二 一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

2 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

2 二 一 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定の決定

2 三 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(委員会の組織)	第三十六条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。
2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。	3 委員は、取締役の決議により定める。
4 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。	7 委員長は、委員会の会務を総理する。
8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。	9 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。	

(委員会の議事録)	第三十六条の二十一 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。
2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。	1 前項の議事録が書面をもって作成されたときは、当該書面の閲覧又は贋写の請求をする。
3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項について前項各号に掲げる請求をする。	2 前項の議事録が環境省令で定める方法により表示したものや閲覧又は贋写の請求ができる。
4 前項の請求に係る閲覧又は贋写をすることにより、機関に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。	3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。	4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は贋写をすることにより、機関に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。
6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。	5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。
7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。	6 取締役は、第一項の議事録について第一項各号に掲げる請求をすることができる。
8 委員会の議事については、環境省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。	7 委員の氏名を登記しなければならない。委員の方式その他の知覚によつては認識するこ
9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。	8 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(委員の登記)	第三十六条の二十二 機構の定款の変更の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 委員は、取締役は、第一項の議事録について第一項各号に掲げる請求をすることができる。	3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。	4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。
5 機構は、委員に対する助言業者に対する技術者その他の専門家の派遣業者に対する活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言	5 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役である旨を登記しなければならない。
6 対象事業者に対する知的財産権及び外国における権利に限る。)の募集又は私募品取引法第二条第二項の規定により有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる	6 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことと証する書面を添付しなければならない。

(業務の範囲)	第三十六条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
2 一 対象事業者（第三十六条の二十五第一項の規定により支援の対象となつた事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十一条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（平成十一年法律第四十号）第六百六十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十一年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。（以下この章において同じ。））をいう。以下同じ。）に対する出資	1 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは譲渡その他の処分において同じ。）の開示
3 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十三条に規定する基金をいう。）の拠出	2 前号に掲げる業務に附帯する業務
4 三 対象事業者に対する資金の貸付け	3 前号に掲げる業務に附帯する業務
5 四 取引法（昭和二十三年法律第十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。（以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得	4 前号に掲げる業務に附帯する業務
6 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得	5 前号に掲げる業務に附帯する業務

- 3 環境大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。
(支援決定)

第三十六条の二十五 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対し意見を述べることができる。
(支援決定の撤回)

第三十六条の二十六 機構は、次に掲げる場合は、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

3 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 (株式等の譲渡その他の处分等)

第三十六条の二十七 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

5 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

でに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならぬ。

る債務について、保証契約をすることができるる。

- ## 第七章 地球温暖化対策の普及啓発等 (地球温暖化防止活動推進員)

第七章 地球温暖化対策 (地球温暖化防止活動推進員)

（）の普及啓発等
び指定都市等の長

- | | |
|---|---|
| <p>3 他の処分を行なうよう努めなければならない。</p> <p>月三十一日まででなければならぬ。</p> <p>（第五節 国の援助等）</p> <p>（国の援助等）</p> <p>象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十日まででなければならぬ。</p> <p>（第五節 国の援助等）</p> <p>（監督）</p> <p>（第七節 監督）</p> | <p>でに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行なうよう努めなければならない。</p> <p>機構が債務の保証を行なう場合におけるその対象の長は、機構及び対象事業者に對し、これらの者の行なう事業の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>前項に定めるもののほか、環境大臣及び国行政機関の長は、機構及び対象事業者に對し、これらの者の行なう事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>（財政上の措置等）</p> <p>（第六節 財務及び会計）</p> <p>（予算の認可）</p> <p>（第三十六条の二十九） 国は、対象事業活動支援その他他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（第三十六条の三十） 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を環境大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（第三十六条の三十一） 機構の剩余金の配当その他の剩余金の处分の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（財務諸表）</p> <p>（第三十六条の三十二） 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>（政府保証）</p> <p>（第三十六条の三十三） 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十六条の五第一項の社債又は借り入れに係る債務について、保証契約をすることができる。</p> <p>（第三十六条の三十四） 機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。</p> <p>（第三十六条の三十五） 環境大臣は、この法律を施行するため必要な命令をすることができる。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>（第三十六条の三十六） 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>（第三十六条の三十七） 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>（第三十六条の三十八） 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>（第三十六条の三十九） 環境大臣は、第三十六条の五第一項（募集社債をしおよだて、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限り）、第三十六条の十第二項、第三十六条の二十二、第三十六条の二十三第二項、第三十六条の三十第一項、第三十六条の三十一又は第三十六条の三十九の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（業務の実績に関する評価）</p> <p>（第三十六条の四〇） 環境大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行なわなければならぬ。</p> <p>（第三十六条の四一） 環境大臣は、前項の評価を行なったときは、遅滞なく、機構に對し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>（第八節 解散等）</p> <p>（第三十六条の四二） 機構は、第三十六条の二十二第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。</p> <p>（合併等の決議）</p> <p>（第三十六条の四三） 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> |
|---|---|

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等 (地球温暖化防止活動推進員)

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るために、活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために、当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六 前各号の事業に附帯する事業

1 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

2 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 地域センターの役員若しくは職員又はこれら の職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 第一項の指定の手続その他の地域センターに關し必要な事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第三十九条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確實に行なうことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行ない、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは、「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは、「環境大臣」と、「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会)

第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に關し必要なべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行つたための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬ。

3 前二項に定めるもののか、地域協議会の運営等
當に関し必要な事項は、地域協議会が定める。
(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)
第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の推進に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第八章 割当量口座簿等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸收の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第九章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

第四十三条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定(以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。)に従い、割当量口座簿を作成し、算定期割当量の取得、保有及び移転(以下「算定期割当量の管理」という。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製するものとする。

(算定期割当量の帰属)

第四十四条 算定期割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。(割当量口座簿の記録事項)

第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

- 一 国の管理口座
- 二 国内に本店又は主たる事務所(以下「本店等」という。)を有する法人(以下「内国法人」という。)の管理口座
- 三 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名义人(当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。)とに区分する。第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二 保有する算定割当量の種別（第二条第七項各号の種別をいう。以下同じ。）ことの数量及び識別番号（算定割当量を「単位ごとに識別するため」に京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第四十六条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他の環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があつた場合は、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十七条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他の環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に通知しなければならない。

2 前項の届出があつた場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

(振替手続)

第四十八条 算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（以下「振替先口座」という。）

三 振替先口座が国の管理口座である場合は、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ 取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づく約束の履行に用いることができる状態にすることをいう。）

ロ 次条第二項の義務を履行する目的

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

4 第一項の申請があつた場合には、環境省令・

経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

三 申請人の管理口座における管理口座へ

の算定割当量の振替を行う旨の通知があつた場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決

定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

6 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済

業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置)

第四十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるもの）の取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。)に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであつて、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定めたところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めたところを除く。次項において同じ。）の国への管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国への管理口座への移転を行わなければならぬ。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

2 前項の通知を受けた口座名義人は、正當な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国への管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

（勧告及び命令）

第五十条 環境大臣及び経済産業大臣は、正當な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国への管理口座への移転を行わない口座名義人がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第五十一条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければならぬ。

（質権設定の禁止）

第五十二条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第五十三条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第五十四条 第四十八条（第五項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の增加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（善意取得）

第五十五条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正當な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国への管理口座への移転を行わない口座名義人がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

（勧告及び命令）

第五十七条 この章に定めるもののはか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第五十八条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たつての配慮）

第六十条 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（関係行政機関の協力）

第六十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

（手数料）

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者

二 第四十八条第二項の振替の申請をする者

三 第五十五条の書面の交付を請求する者（経過措置）

第六十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（経過措置）

第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とす。

二 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

三 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるもの）を除く。）を金融庁長官に委任する。

4 この法律による環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び主務大臣の権限は、環境大臣の権限にあつては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあつては国土交通省令で定めるところによ

章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第二十条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

この法律の施行の際現に存する旧法第二十九条第二項に規定するファイル記録事項及び旧法第三十二条第三項の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項の開示については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定（政令への委任）

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に脱炭素化支援機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の第三十六条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 株式会社脱炭素化支援機構の成立の日の属する事業年度の株式会社脱炭素化支援機構の予算については、この法律による改正後の第三十六条の三十第一項中、「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後十年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）